

担	沖縄労働局労働基準部 賃金室
当	電話：098-868-3421



家内労働者※₁に業務を委託
している委託者※₂の皆様へ

毎年、4月30日までに
「委託状況届」※₃
を所轄の労働基準監督署に提出し
ていますか？

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、
それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託
業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監
督署経由で提出し、労働局長あて届出しなければなりません※₄。

※1

家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
* 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
* 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
* 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

※2

委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

※3 委託状況届の記載例（様式・データは沖縄労働局HP参照）

（記載例）

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称					営業所の所在地					委託地域	代理人数	
	有限会社 りゅうきゅう縫製所					沖縄県沖縄市住吉×丁目△番地 (電話番号) 098-△△△△-0000							
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数						
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計		
ボタン取付	沖縄 都道府県() 沖縄市			7		7			3		3		1
包装およびラベル貼り	沖縄 都道府県() 北谷町	2	1	1		3	1		2		2		1
ミシンによる縫製	沖縄 都道府県() うるま市			2		2			1		1		
会議データの入力作業	沖縄 都道府県() 嘉手納町	1				1							
	都道府県()												
備 考													

令和3年 4月 2日

解説⑤

委託者氏名 沖縄 三郎

沖縄 労働局長 殿

注 意

- 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

解説①: ○○製造業、○○印刷業等、御社の「事業の種類」をご記入ください。

解説②: 「家内労働者数」をご記入ください。補助者(家内労働者の同居の親族で補助作業をする者)は除いてご記入ください。

解説③: 「補助者数」は家内労働者の同居の親族で家内労働者の作業を補助する者の人数をご記入ください。

解説④: 「代理人数」は家内労働者に対して委託者の代理人に該当する人数をご記入ください。

解説⑤: 労働基準監督署への提出日をご記入ください。

その他(留意点): 委託状況は毎年4月1日時点での委託業務内容、委託地域、家内労働者数、補助者数、代理人数をご記入の上、4月1日～4月30日の間に毎年労働基準監督署にご提出ください。

※4

家内労働法(昭和45年5月16日法律第60号)第26条(施行規則第23条)、罰則同法第35条第4号(「2万円以下の罰金」※罰金等臨時措置法(昭和23年12月18日法律第251号)第2条により)